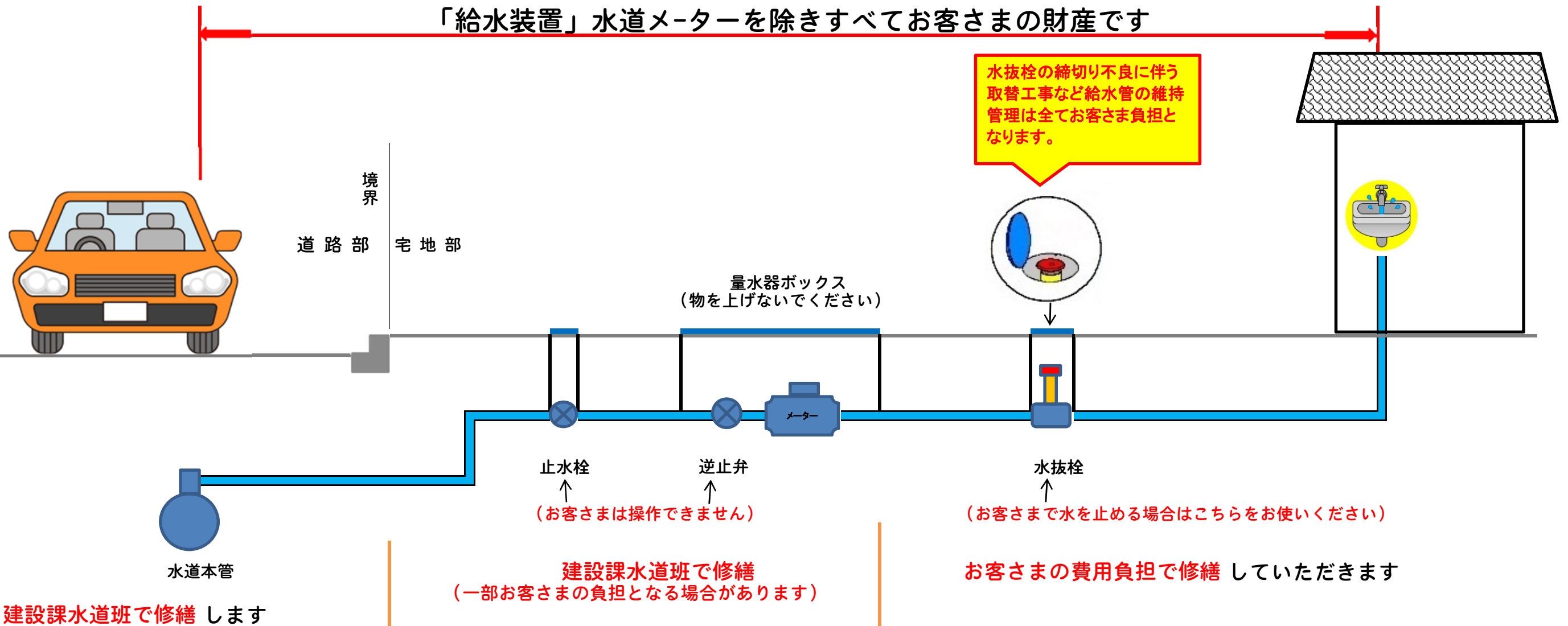


漏水箇所により費用負担が異なります

「給水装置」水道メーターを除きすべてお客さまの財産です



道路部での漏水

建設課水道班に通報してください。

宅地内での漏水 (境界～メーター)

建設課水道班にご連絡下さい。

宅地内での漏水 (メーター～蛇口)

この範囲の漏水は、お客さまから直接、指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

※建設課水道班では修繕は行っておりません。

◆工事事業者選定の際は、「地元密着型水道修理工事店」をご活用ください。